

光市母子殺害事件弁護団

緊急報告集会の記録

日 時 2007（平成19）年8月6日

場 所 大阪弁護士会館

報告者 村 上 満 宏 弁護士（愛知県弁護士会）

中 道 武 美 弁護士（大阪弁護士会）

この記録は、2007(平成19)年8月6日に開催された光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会の記録です。

光市母子殺害事件の弁護団員の21名(現在は22名です)に対して、その弁護内容を理由に、全国で心ない誹謗・中傷や、ネットによる呼びかけでの集団的な懲戒請求がなされ、弁護側の鑑定人に対する迫害も始まりました。そして、日弁連や弁護人事務所やマスコミに脅迫状が送付されています。

その実態、特に裁判の実態は、マスコミ報道がほとんどなされないため、一般市民はもちろん弁護士にもまったく知らされていません。私たち弁護士508名が呼びかけ人となり、2007年6月18日に出された「弁護活動に対する違法な攻撃を許さない弁護士緊急アピールの呼びかけ」も、十分に報道されたとはいえない状況です。

まさしく異常な事態といわざるをえません。

そこで、私たち大阪弁護士会の有志が呼びかけ人になって光市母子殺害事件の弁護団員の村上満宏会員(愛知県弁護士会)と中道武美会員(大阪弁護士会)をお呼びして、緊急の報告集会を開催しました。

集会は冷静な議論をするため、参加者を弁護士に限定しました。当日は、集会まで時間がなかったにもかかわらず、183名(報告者2名を除く)という多くの弁護士のご参加があり事件の関心の深さを感じました。

活発な議論があり、事件についてわかりやすいものになり、参加者から事件についてよく理解できたという声が多く聞かれ、集会の意義は大いにあったと思います。

集会の後、大阪弁護士会の参加できなかつた多くの方々から、集会がどのようなものであったのか知りたいという要望が出されました。

そこで、私たちとして、大阪弁護士会の皆さんの要望に応えるため、集会の記録を出すことにしました。

当然のことですが、集会の内容は正確に記録しています。ただ質問・意見をのべられた方々の氏名はすべて匿名としました。

議論内容をわかりやすいものにするため、弁護団資料の部分をつけてあります。詳しく弁護団資料を知りたい方は、巻末の資料送付先に直接申込み下さい。

この記録は、大阪弁護士会の会員に配布します。

この事件を十分にご認識いただき、周りの方々や市民の方々に刑事弁護の理解を求めていただければ幸いです。

2007(平成19)年9月

光市弁護団緊急アピールの呼びかけ人(大阪)

浦 功 戸谷茂樹 金子 武嗣 後藤貞人 森下 弘 秋田真志

【司会(森下 弘)】 光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会ということで、このような会を催すことにさせていただきました。私は、本日、司会をさせていただきます、大阪弁護士会の森下 弘といいます。後は、着座をしてお話をさせていただきたいと思います。

まず、お願ひとご説明ですけれども、今回はいろいろ問題が多いという中で、弁護士会の会員だけでまず議論を深めてということで、修習生はもちろんのこと、一般の方も、この集会には、出席についてはご遠慮いただいております。その点についてのご理解をいただければというふうに思います。

それから、既にお手元に配付させていただいておりますけれども、本日配付させていただいているのは、式次第と、それから弁護団資料、ここにはこの事件のQ & Aという方式で弁護団のほうからコメントを書いていただいているものがあります。ただ、これは現在作成途上というか、議論の途上ですので、この取り扱いには十分ご配慮をいただきたいというふうに思います。それから、光市事件の経過を一覧表にまとめたものと、会長声明について重立ったものを集めたものと、出版ニュースという形で、同志社大学の浅野健一教授のこの件に関する報道について、これが比較的コンパクトでまとまっているというふうなことですので、資料として配付をさせていただきました。

それでは、まず冒頭、開会のあいさつということで、浦先生、よろしくお願ひします。

<開会あいさつ>

【浦 功】 浦です。本日は、光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会ということでご案内をさせていただきましたところ、当会を中心として、このように多数の弁護士の方々にご参集いただきまして、ありがとうございました。

本集会のあいさつにかえまして、私たちが本日、このような集会の開催を呼びかけました経過を若干報告させていただきたいと思います。

いわゆる光市母子殺害事件の差戻審の第1回公判が5月24日に開催されました。差戻審の公判手続の更新に当たりまして弁護団が意見陳述をされましたところ、テレビ、週刊誌、あるいはインターネットといったそういうふうなものを通じて弁護団に

に対する激しい直接的なバッシングが始まりました。そのことは、皆さんご承知のとおりだと思います。

そのバッシングの内容としましては、マスコミを通じて弁護団に対する懲戒請求をせよと、そういうことをあおり立てるような内容の報道もなされました。また、日弁連に対しましては、模造銃弾のようなものとともに、元少年を死刑にできぬなら、まずは元少年を助けようとする弁護士たちから処刑する、裁判で裁けないなら武力で裁くというような内容の脅迫状が届けられました。さらには、その後、朝日新聞とか読売新聞社にも、弁護団の弁護士を抹殺するという脅迫状が、銃弾様のものが同封されて送りつけられたりしたわけあります。

弁護人による弁護活動というのは、憲法上の弁護人依頼権に基づくものでありますし、本来自由でなければならないものであります。私たちは、このようなマスコミによる光市事件弁護団に対する対応は常軌を逸しておる、弁護団に対する違法な攻撃であるというふうに考えまして、弁護士として直ちに何らかの行動、意見を述べなきやならないだろうと、そのように思いました。

ただ、これを弁護士会として何らかの対応をするには、手続的にも時間がかかると思われましたところから、全国の有志の弁護士が声をかけ合いまして呼びかけ人となって、「弁護活動に対する違法な攻撃を許さない弁護士緊急アピール」を出すことにいたしました。この緊急アピールに対しましては、賛同を募りましたところ、短期間ではありましたが508名もの弁護士から賛同を得ました。そして、6月19日に東京で記者会見をしてアピールを発表いたしました。マスコミの関心は予想以上のものがあったわけでありますが、当日はあいにく渋谷の温泉の爆発事故がありましたために、記事の扱いとしては小さくなつたようあります。

その後、日弁連を初め多くの単位会から、このような光市事件弁護団に対する攻撃に対しては、次々とそれに抗議する内容の声明が現在出されておるところであります。

私たちがこのようなアピールを出すに当たりまして、差戻審において行われておる、あるいは今後行われようとしている弁護活動の内容につきましては、マスコミ報道でその一部を知る程度であって、それ以上ほとんど理解をしていないのではないかということを、アピールをする段階から自覚しておりました。

そこで、この事件の内容につきまして、この光市事件の弁護人から直接お話を伺いして、正確に理解しておく必要があると考えておりました。そのためには、本日

は、光市事件弁護団の一員である当会の中道武美弁護士、それから愛知県弁護士会の村上満宏弁護士に来ていただきしております、お話を伺うこととしております。

犯罪や刑事裁判の報道につきましては、被疑者、被告人のみならず、弁護人や刑事弁護、それ自体に対する直接的な攻撃がなされた例は、オウム事件や和歌山のカレー事件などでも見られますし、弁護人や弁護活動に対する攻撃に当たって、コメントーターと称する弁護士が積極的にこれに加担する、そういう例もこの両事件でも見られました。しかし、光市事件につきましては、弁護人に対する懲戒請求だとか、弁護士会などに対する脅迫などが行われております、これまでとはその様相を大きく異にしておるよう思われます。

この間も、マスコミを通じて煽動に乗った人たちから、弁護人に対する多数の懲戒請求が実際になされております。さらに、弁護人の事務所に対する抗議文とか抗議電話、さらには差戻審で証言をされた鑑定人に対する嫌がらせということまで行われております、今なお、私たちとしては、この事件に対する攻撃を座視しておるわけにはいかないというふうに思っております。

もちろん、弁護人や弁護活動に対する批判というのは、言論、表現の自由の範囲にある限り尊重されるべきものでありますし、私たち弁護士としても、正当な批判に対しては、それに対して耳をかし、またそれに答えなければならないというふうに思います。しかし、私たち弁護士は、弁護活動をするに当たって、社会全体を敵に回すことがあっても、被疑者、被告人の権利・利益を擁護するために、最善の弁護活動に努めなければならないわけでありまして、このように刑事弁護人の地位あるいは役割というのは極めて特殊なものがあることは、言うまでもないところであります。

本日は、光市事件の弁護団から直接お話を伺った上で、今回のような弁護活動に対する妨害、弁護人に対するいわば迫害と言ってよいこういう問題に対しまして、これをどのように克服していくのか、あるいは弁護活動の根本にかかわる問題につきまして、ここでお互いに意見を出し合って考えてみる必要があると思いまして、この集会を企画するに至りました。この集会が実り多いものであることを期待しております。

甚だ粗辞ではありますが、あいさつにかえさせていただきます。(拍手)

【司会(森下)】 それでは、早速ですけれども、弁護団のほうから、まず村上弁護士より

基調報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

1 弁護団報告（村上満宏弁護士）

【村上満宏】 こんばんは。弁護士の村上と申します。愛知県弁護士会に所属しております。期は49期であります。本日、中道先生のほうから、君が事件の内容を説明し、経過も説明しなさいという命令がありましたものですから、嫌だとは言えませんので、私のほうで説明させていただきたいと思います。そして、後は中道先生のほうから補足していただく、手助けしていただくという予定であります。

*裁判と周辺の落差・・本集会の意義

【村上】 まず、本日このような方が集まつていただいて、大変ありがとうございます。我々、今、差戻審、5月24日の更新意見書を出した後、我々としたら客観的証拠である死体から見られる痕跡、そして自白についても相当たたいたというつもりでおりました。しかし、社会で流れている、特にテレビ報道で流れている内容が、裁判の中身が全然伝わっていないということでありました。そしてその結果、私も子供がいるものですから、子供に対する嫌がらせとか、そういうことはちょっと気になりながらもやっていたんですけども、その後、裁判が集中審理なされていまして、被告人の供述、そして鑑定、そしてまた、その後被告人質問、そしてまた鑑定、そして法医学鑑定もなされまして、だんだんと裁判の中身は、我々の主張を裏づける証拠が出せたかなという状況に今なっております。

しかし、裁判が終わるたびに、広島で裁判をやっておりまして、そのときは夢中ですので、終わった後、新幹線で帰りますと、やるだけのことはやったという形で新幹線で帰ってくるんですけども、なぜか名古屋に帰りますと、全然空気が違いました、やはり私のことを大事に思ってくれる弁護士は物すごく気の毒に思うみたいでして、テレビではすごく悪者のように映っていたとか、例えば私と安田好弘弁護士(第二東京弁護士会)が二人で座談会をやっているものがありまして、それをテレビで攻撃されまして、私の事務所のブログに「安田のイヌ」とか、そういうふうな誹謗中傷が相当きました。これからもないとは言えませんけれども、とにかく我々としたら、被告人の利益のため、そして裁判所をどうやって説得していくかということに全力を

尽くしていきたいと思いますので、そういう意味で、今日こういうような集会を持つていただき、そして皆様にできるだけ理解していただき、擁護ではありませんけれども、そういう形になれたらしいなあと思っております。

*光市事件弁護資料について

【村上】 ということで、今日、皆様にこの事件の説明を私がさせていただきますけれども、説明不足でなかなか伝わらないことがあるかもしれません。しかし、この光市事件弁護資料、今日お渡しましたこれを読んでいただければ、ある程度ご理解いただけるのではないかと思います。我々弁護団も、事件をやっていきながら理解することが非常に多かったです。昨年の11月に弁護団がほぼ集まりまして、それから5月24日までの間、鑑定人に依頼し、そして鑑定書を3つつくりました。最高裁の段階で1つ、法医学鑑定が安田弁護士たちによってつくられていましたので、その後、我々が21人——21人いても足らないという状況だったです。そして、弁護団会議は常に土曜日に広島でやっているというような状況で、何とか5月24日の更新意見書に間に合い、そして今、裁判で鑑定書も証拠採用されましたので、とりあえずやるべきことはやっているかなという感じがします。まだまだでも、これからどうなるかについては、我々も緊張しなければならないと思っている次第であります。

資料について若干説明させていただきます。

今日、皆様のところにあります光市事件弁護資料ですけれども、まず1枚目をあけていただきますと、左側に、光市事件の経過という形でまとめさせていただいているます。

そして、1ページから5ページまで、光市事件Q&Aという形で、これは、今、インターネットとかマスコミを通じて非常に誤解が多いと。だから、その誤解に対して答えるという形で、我々のほうでつくさせていただいたんですけども、これはまだつくったばかりでして、でも何とか今日間に合ったという感じがします。まだまだ、こここのところはバージョンアップをしていきたいと思っている次第であります。

6ページから40ページまで、これが更新意見陳述書。5月24日に、これに基づいて我々が意見を述べさせていただいたということあります。この更新意見を裏づけるものとして、次の41ページから鑑定書がありますが、まず41ページから45ページまで、2つの法医学鑑定があります。本件事件は、被害者と被害児、赤ちゃんがい

ますものですから、その被害者ごとに鑑定書がつくられております。そして46ページから55ページまで、これも法医学鑑定であります。

そして56ページから、実験結果報告書とありますが、これは、このたび法医学鑑定をしていただいた教授がみずから実験していただきまして、このたびの事件、教授の意見を裏づける実験を示しております。この中でカラーで示した部分があります。カラーで示した部分は、後に説明させていただきますけれども、蒼白帯を示すものでありますし、カラーでないと写りがよくありませんので、写真11と12はカラーにさせていただいております。あと、白黒はごまかすためにやっているわけじゃありませんで、費用の関係でこういう形になりました。

74ページから犯罪心理鑑定、これが非常に膨大です。74ページから90ページまで、犯罪心理鑑定という形であります。犯罪心理鑑定は、犯行当時の被告人の心理状態を解明したものであります。被告人の生い立ちから、そしてご両親、そして親戚等から教授がお話を聞いて、そしてまた、その方は心理学者でもありますし、元家庭裁判所の調査官でもありますので、実務的な裏づけに基づいて、このたびこの心理鑑定をつくっていただいたということであります。そして、この鑑定書の中に「母体回帰ストーリー」という言葉が出ました。「母体回帰ストーリー」というのは、母性に甘える形で、かつて自分が甘えた母親に甘える形でこの事件は引き起こされたのだという形で、この鑑定書は結論としてでき上がっておりました。

91ページから最後の精神鑑定書は、通常の責任能力の問題ではなくして、18歳の少年と同じように非難可能性ができるほどの精神的な発達があるのかという観点でこれはつくられております。この鑑定書をお読みいただきますと、被告人が12歳のときにお母さんが自殺しておりますので、そのときに止ったままの状態であるということがこの結論であります。

今から、私ほうでこれに基づいて説明させていただきますけれども、まず検察官の主張、そして今までの旧一審、そして旧二審、そしてまた最高裁の事実認定がどういうものであったかということをまずご認識いただきたいと思います。

先ほどの更新意見書の13ページから27ページ。正直言いまして、この更新意見書が非常に長過ぎて、我々が一番言いたいところはこの13ページから27ページ、そして事案の真相でありますし、本当は短くするつもりだったんですけども、みんなでつくれていくうちに、いつの間にか100ページを超えたといった状態になっちゃいましたし、本日はこの13ページから27ページにかけてお話しさせていただきたいと

思います。

これは何を言っているかといいますと、従来の検察官、そしてそれを認定した裁判所の認定と、我々弁護団が言っている主張をまず対比させまして、そしてそれから状況証拠、そして客観的な証拠から見てどちらが理にかなっているかという検討をしております。そして、検察官の述べられている事実は被告人の自白に基づいておりますので、その自白がいかに信用性のないものであるかということも述べております。そして、この事件の真相は一体何なのかという観点からも、各箇所ごとに犯罪心理鑑定、そして精神鑑定に基づいて事実を裏づけていっているという形になっております。

*検察官主張・旧一審・旧控訴審・最高裁の事実認定

【村上】 それで、検察官の主張をまず述べさせていただきますと、13ページの（ア）を見ていただきますと（本記録51頁）、一審、旧控訴審、上告審判決の事実認定の概要ということが書かれております。ここを要約させていただきますと、被告人というのは、本件犯行当時、一旦家に帰って食事をした後、美人の奥さんと無理やりでもセックスをしたいということを思い立って、その後、アパートの10棟から7棟にかけて玄関ブザーを鳴らして、「排水の検査に来た」といううそを言ってドアをあけさせて、実際にそういうような行動はしておりますが、これを強姦の相手を物色したという評価を検察官はしておりますし、そしてその後、被害者のお宅に入って、被害者を見ていよいよ強姦を決意するに至ったと。そして、前かがみになっている被害者の後ろから被告人は抱きついたという構成になっております。これが犯行に至る経過、これは検察官の主張です。

その後どうなったかということですが、その後、18ページを見てください（本記録52頁）。18ページの（ア）、一審、旧控訴審、上告審によって認定された事実の概要ですけれども、被告人が背後から被害者に抱きつきまして、被害者に騒がれました。それで、被告人はスプレー式洗浄剤を顔面に噴霧をして、そして被害者を仰向けに引き倒して、そしてその上に馬乗りになって、被害者ののど仏部分を両手親指で指先が真っ白になって食い込むまで強く押さえつけて、そして、それでも被害者は激しく抵抗したので、両手で今度は被害者の頸部をつかんで、全体重を乗せて圧迫して殺したという形になっております。これが、被害者の方を殺した場面についての、検察官の

主張される事実であります。

そしてその後どうなったかということですが、その後、22ページの（ア）になりますが（本記録53頁）、被害者が死亡しましたので、その死亡について彼がなぜ確認できたかというと、被害者は死亡したことによって脱糞をしておりますので、それに気づいて被害者の汚物をぬぐい取って、その後、被害者を強姦し、そしてその後、被害児（赤ちゃん）の鳴き声を聞いて、住民がかけつけて犯行が発覚する恐れがあるから、まずふろおけに入れてふたを閉め、それでも泣きやまないから、押し入れの上段に入れてふすまを閉めたんだけれども、それでも泣きやまない。それで被告人は頭に来て、頭の上から、頭上から赤ちゃんの後頭部を床に向かって思いっきりたたきつけたという事実認定、検察官の主張ですし、そして事実認定になって、それでも死なないから、首に二重にひもを巻きつけて、力いっぱい引っ張って絞殺したということになっております。

*被害者・被害児には、判決で認定された傷はない

【村上】 それで、我々、更新意見書で、今述べた被害者の方を殺した方法、そしてまた被害児を殺したことによって、その被害者、そして被害児の死体からその跡があるかということについて述べております。そして、実際その跡はありません。それを裏づける跡はありませんので、客観的証拠としてそういうことは本当は言えないんじゃないかということをここで述べております。

*どうして少年は自白したのか

【村上】 それでもう一つ、検察官の主張の根拠となる死体解剖の所見はありませんし、鑑定書もそれを裏づけるものではないんですけども、根本的なこの検察官の主張の根拠は、やはり自白です。そして、この少年は、犯行当時、18歳1ヶ月だったんですけども、先ほどから述べておきますように、12歳程度の少年、そして一般で言われる12歳ほど行っていない、精神的に非常に未発達な少年だったわけです。その少年が、お巡りさんの前、そして検察官の前で、自分の事実を振り返って、過去のことに向き合って話をするということは、そもそもできる状況ではなかった。できないですから、検察官、そしてお巡りさんにしてみれば、この重大な結果から考えられる

凶悪犯というのはどういう人間であり、そしてこの重大な結果から導かれる凶悪犯がどういうような行動をしたのかという形で自白がつくられております。

通常、ここにいらっしゃる方たちは、私が言うまでもないと思いますけれども、少年事件をやられている方たちは、少年というのはなかなか合理的な行動をしない、そして未発達であるがゆえに犯行を行っているという部分があります。そして、そういう少年は事実に向き合うことをしませんので、基本的に取調官に迎合すると言われております。この少年は、一般的な少年以上に迎合する状況だったわけです。で、この自白についても、そのような形で、この更新意見書で批判させていただいております。

*どういう少年だったのか

【村上】 で、この少年がどういう少年かというのを、まず、世の中で言われている少年なのか、それとも、この少年を果たして今回このような犯罪を起こしてしまった凶悪犯と見ていいのかという部分について若干説明させていただきますと、彼にはお父さん、お母さんがいまして、そのお父さんが非常にドメスティック・バイオレンス、つまり、家庭内暴力がひどかった。特に奥様に対して相当暴力を、結婚当時から振るわれておりました。それを見ていた被告人は、お母さんを守ろうとして間に入ることもあったようです。それによって、お父さんは被告人を殴りつけたり蹴ったりして、被告人は鼓膜を破られたこともありますし、時には海の中に放り投げられたこともありますし、おふろの中に顔をつけられたこともあります。そのたびに被告人は、自分は殺されるんじゃないかという恐怖のもとに生きていたという状況であります。

小さいときに自分の生命の危険を与えるような暴力をお父さん、お母さんから与えられると、その子供は、安心して人間関係をつくろうとすることができないようです。ですから、彼は、人間関係、つまりお父さんでさえ、いつ暴力を振るわれるかわかりませんので、そのお父さんがどういう行動をするかということを常に考えながら、常にびくびくしながら生きていなければならなかった。逆に言いますと、積極的に人間関係をつくろうという心が芽生えていなかったということであります。

と同時に、お母さんがお父さんからの暴力に相当苦しんでいらっしゃいましたので、お母さんはお母さんで、自分を守ってくれるのは、被告人、あなただよとか、いつも寝る場面になりますと、お父さんと寝ないで、被告人の寝床に入って、お互いに

精神的に慰め合うという状況だったようです。まだ肉体的には子供ですので、そういうような状況ではありませんが、ただ精神的に、お母さんは自分の長男である被告人に精神的に頼っている部分もあったようです。つまり、お父さんからの被害で2人は共通しておりますので、2人が精神的に一体になっていた。共生関係になっていた。これは、精神鑑定、そして心理鑑定でも法廷にてておりますし、鑑定書でそれが結論づけられておりますが、そうしますと、この被告人は、お母さんがいるからこそ自分は生きがいがあり、そして褒められると思って成長していっております。

*母親の自殺と少年への影響

【村上】 そのお母さんが、彼が中学校1年生のとき、12歳のとき、お父さんの暴力によつて、耐え切れなくて自殺しております。自殺する前に、被告人は、自殺未遂をお母さんが何度もしておりますので、お父さんに自殺するかもしれないというようなことを言っていたようです。お母さんは、精神安定剤だとかアルコールを相当飲まれていたようです。それで、被告人がそういうようなことを言っているにもかかわらず、お父さんはそれを真剣に受けとめてくれなくて、実際に自殺してしまったわけでして、その自殺した後の死体を横にしたところで、被告人とその弟は泣きながら眺めていたということだったようです。そして、もちろん自殺して体から体液が出ますので、脱糞状態であったわけでして、被告人はそれを目の当たりにしているということあります。この前の法廷の鑑定によりますと、これは彼にとって非常にトラウマになっているだろうということを述べられております。

彼は、中学、そして高校とお母さんがいない状況で、そしてまたお父さんの暴力の恐怖の中で生きておりましたので、友人関係をつくる場合に、表面的なつき合いしかできない、つまり友達が自分に対してどういう目で見ているのだろうかという形で、それに合わせる形でしか友達とおつき合いすることはできませんでした。ですから、彼女ができると彼は言っても、相手の彼女は自分の彼氏だと思っていないとか、実際に彼女という存在、ガールフレンドという存在は、彼はいたと認識しているとは思いますが、鑑定では、彼女とつき合った経験はないという結論になっております。そして、もちろんセックスもしたことはありません。そういうような人間関係をつくるほど彼は成長していないというのが、今回の鑑定の結論であります。